

対象施設（コンパクト版）

詳細は別表第1をご覧ください。

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、老人福祉施設、母子健康センター等	すべてのもの
	病院、診療所	
	官公庁舎	
	学校等	
	図書館、博物館、美術館等	
	公民館	
	集会場、公会堂	
	ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	銀行等の店舗	
	モノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物であるもの	
	公衆便所	床面積の合計が100㎡以上のもの
	質屋、クリーニング取次店、宅地建物取引業者、旅行業者、貸衣装店、理容所、美容所その他のサービス業を営む店舗	
	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	床面積の合計が200㎡以上のもの
	飲食店	床面積の合計が500㎡以上のもの
	公衆浴場	
	旅館、ホテル	床面積の合計が1,000㎡以上のもの
	体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場	
	展示場	
	複合施設	床面積の合計が2,000㎡以上のもの
共同住宅又は寄宿舍(戸数が25戸以上のもの)の共用部分	戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
事務所	床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
工場	床面積の合計が3,000㎡以上のもの	
自動車車庫(路外駐車場のうち建築物であるもの)	駐車場法による届出が必要なもの	
道路	国道、県道、市町村道	すべてのもの
公園等	児童遊園、都市公園、緑地、動物園、植物園	
公共交通機関の施設	公共交通機関のモノレールの駅、漁港内の船舶離発着施設、港湾旅客施設、空港旅客施設、バスターミナルのうち建築物以外のもの	すべてのもの
路外駐車場	路外駐車場のうち建築物以外のもの	駐車場法による届出が必要なもの